

岩手県監査委員告示第42号

監査結果の公表（平成30年岩手県監査委員告示第36号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県公安委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年11月6日

岩手県監査委員 小野 共
岩手県監査委員 千葉 伝
岩手県監査委員 寺沢 剛
岩手県監査委員 沼田 由子

- 1 監査対象機関名 岩手県宮古警察署
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成30年6月5日
 - (2) 本監査実施日 平成30年7月20日
- 3 監査結果の公表の日 平成30年8月31日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
使用料及び賃借料の支出に当たり、履行確認後相当期間経過してから支出しているものが1件、588,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今後は、支払遅延を防止するため、次のことを実施することとした。 (1) 支出負担行為の入力単位の見直し 支払時期が異なる不動産賃貸借契約の支出負担行為を1件とする入力から、支払時期毎に分けた入力とする。 (2) 支払時期等確認表の作成 新たに、不動産賃貸借契約に係る支払時期等の一覧表を作成する。 (3) 支払時における決裁方法の見直し 支払対象となる不動産賃貸借契約の関係書類のみでの決裁から、全契約に係る簿冊による決裁とする。